

## 村山内科指定居宅介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人村山内科が開設する村山内科指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業所その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、当該居宅要介護者等が介護保険施設の入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

- 2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供され居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正、中立に行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、関係医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業者との連携に努める。また、地域包括支援センターより支援困難な事例の紹介を受けた場合においても十分な連携を図るよう努める。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 村山内科指定居宅介護支援事業所
- 2 所在地 徳島県三好市池田町サラダ 1795 番地 1

### (従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1 名（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務  
管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 2 名（常勤専任 1 名、常勤兼務 1 名）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。  
1 人当たり担当利用者数は 4 5 名未満にする。

3 事務員 1 名（常勤兼務）

法人内に事務部門の部署があり、事務職員を配置している。

事務員は請求業務ほか居宅介護支援の事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月2日までを除く。休み（日、祝祭日）
- 2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法）

第6条 指定居宅介護の提供は、次のとおり行うものとする。

- 1 利用者からの相談を受ける場所 1階居宅相談室
- 2 使用する課題分析票の種類  
・全社協方式アセスメント
- 3 サービス担当者会議の開催場所 1階居宅事務室等
- 4 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上

（内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、無料とする。

- 1 居宅サービス計画の作成
- 2 居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスの提供の確保を旨とする指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- 3 介護保険施設の入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、三好市 池田町、井川町の区域とする。

（虐待防止に関する事項）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施ための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (衛生管理等)

- 第10条 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
  - 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - 4 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

#### (暴言・暴力・ハラスメントに関する事項)

- 第11条 事業所は、利用者や従業者に対する暴言・暴力・ハラスメントの防止のため、体制整備を行うとともに、以下の措置を行うものとする。
- 1 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施しています。
  - 2 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員に対してあった場合には、解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

#### (事業継続計画)

- 第12条 事業所は、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (身体拘束)

- 第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に附する重要事項)

第14条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設け業務体制を整備する。

- 1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する留意事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。